# 排水設備設置義務の免除に関する審査基準

(目的)

第1条 この基準は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条 第1項ただし書に規定する排水設備設置義務の免除に関し必要な事項を定めること により当該事務の統一的な執行を図ることを目的とする。

### (免除の対象)

- 第2条 免除の対象となる下水(以下「免除対象下水」という。) は次の各号のいずれかに 該当するものとする。
  - (1) 井水、河川水、海水、水道水等雨水に準ずるもの。
  - (2) 直接汚濁物質と接触しない間接冷却水。
  - (3) プール排水(ただし、プール清掃時の排水は除く。)
  - (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設を有する事業場からの工場排水の処理水で、管理者が特別な事情があると認めたもの。
  - (5) その他、公共下水道管理者が認めるもの。

#### (免除の要件)

- 第3条 公共下水道管理者は、免除対象下水が次の各号に掲げる条件に適合する場合に免除をすることができる。
  - (1) 排出施設(免除対象下水を排出させるために必要な設備等をいう。)と排水設備等が完全に分離された排水系統であり、かつ、その系統が容易に確認できる構造であること。
  - (2) 排出しようとする免除対象下水の量が測定できること。
  - (3) 事故等の不測の事態が発生したときは、排水を停止できる構造であること。
  - (4) 免除により公共用水域に放流しようとする下水(以下「放流下水」という。)の 放流時の水質が、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「法施行令」 という。)第6条に定める放流水の水質の技術上の基準に適合していること。 また、特定事業場については水質汚濁防止法第3条に基づく排水基準に適合していること。

#### (免除の申請)

- 第4条 免除を受けようとする者には、排水設備設置義務免除申請書(別紙第1号様式)に 次の各号に定める書類を添付して公共下水道管理者に2部提出しなければならない。
  - (1) 案内図
  - (2) 排出施設所在地の平面図
  - (3) 排出施設に係る図面
  - (4) 排水設備等に係る図面
  - (5) 申請日直前に計量法(平成4年法律第51号)に基づく濃度計量証明事業の登録を受けた事業所、又は公的機関が実施した水質試験の結果書(以下「水質試験成績書」)という。)(別紙第3号様式)

- (6) 放流先となる公共排水施設の管理者の同意書
- (7) その他公共下水道管理者が必要と認めた書類

### (免除の期間)

第5条 免除の期間は、間接冷却水等については免除の許可を受けた日から3年間とする。 ただし、プール排水に限っては、制限なしとする。

#### (免除の継続)

第6条 免除を受けた者が、当該免除と同一の内容により引き続き免除期間を更新しようとする場合は、免除期間満了日30日前までに、排水設備設置義務免除継続申請書(別紙第2号様式)に前回の排水設備設置義務免除通知書の写しと、第4条第5号・第6号に掲げる書類を添付し、公共下水道管理者に2部提出しなければならない。

### (免除に関する事項の変更)

- 第7条 免除を受けた者が、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、更新しようとする日30日前までに排水設備設置義務免除事項変更申請書(別紙第5号様式)を 公共下水道管理者に2部提出しなければならない。
  - (1) 免除対象下水の種類
  - (2) 免除対象下水の排出先
  - (3) 免除対象下水の排出水量
  - 2 前項の申請書には第4条第2号から第6号に掲げる書類を添付させる。

#### (通知)

第8条 公共下水道管理者は第4条の規定による免除、第6条の規定による免除の継続若し くは前条の規定による免除に関する事項の変更の申請を承認したとき又は不承認し たときは、排水設備設置義務免除通知書(別紙第4号様式)又は排水設備設置義務免 除について(通知)(別紙第4号の2様式)により、これらの規定による申請をした 者に通知しなければならない。

### (水質試験の実施及び報告)

- 第9条 第4条第5号に規定する水質試験は、次の各号によるものとする。
  - (1) 水質試験の方法は、昭和49年環境庁告示第64号(排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法)その他公共下水道管理者が認める検定方法によるものとする。
  - (2) 水質試験の項目は公共下水道管理者が必要と認めたものとする。
  - (3) 水質試験に供する試料の採取場所は、免除対象下水の排水口とする。
  - (4) 水質の分析は、第4条第5号に定める機関とする。
  - 2 免除を受けた者は、期間中6か月ごとに水質試験を行ってその結果を記録し、公共下 水道管理者の求めに応じて書面で報告すること。 (別紙第3号様式)

#### (立入検査)

第10条 公共下水道管理者は、必要と認めるときは、排出施設及び免除対象下水の水質等 について、立入検査を行うことができる。

### (届出事項)

第11条 免除を受けた者は、免除期間内に排出施設の使用を休止若しくは廃止しようとするとき、又は休止している排出施設の使用を再開しようとするときは、排出施設使用(休止、廃止、再開)届出書(別紙第6号様式)により速やかにその旨を公共下水道管理者に届出するものとする。

#### (免除の取消し等)

- 第12条 公共下水道管理者は、免除を受けた者が、次の各号に該当するときは、下水道法 第38条の規定に基づき、免除を取消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の 中止、その他の必要な措置を命ずることができる。
  - (1) 虚偽の申請、届出又は報告等の不正な手段により免除を受けたとき。
  - (2) 第3条の各号に規定する条件に適合しなくなったとき。
  - (3) 公共下水道等の保全上又は一般の利用上著しい支障が出たとき。
  - (4) その他この基準の規定に違反したとき。

### (その他)

第13条 公共下水道管理者は、免除の事務の執行に当たっては、関係機関と密接な調整を 図るものとする。

#### (事務の所管)

第14条 免除に関する事務は、建設局下水道企画部下水道営業課において行う。

#### (委任)

第15条 この基準の施行に関して必要な事項は、公共下水道管理者が定める。

### 附則

- この基準は、平成 8年4月1日から施行する。
- この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- この基準は、令和 4年4月1日から施行する。

排	7	訳	借	設	置	恙	終	Α	除	由	詰
リクト	//\	ПX	IJĦ	ПX	Ι⊟.	75	177	717	ピン	т.	пĦ

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者住所

氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

下水道法第10条第1項ただし書の規定により、排水設備設置義務の免除を受けたいので次のとおり申請します。

記

1.	排出事業	<b></b>						
2.	排出施設	设所在地						
3.	業	種						
4.	免除を受	受けようと	する下水の種類	頁				
5.	原水の種	重類						
6.	取水量		n	n³/目				
7.	排出先							
8.	排出水量	量及び排出	J時間	_m³/目時	間(	時~	H	庤)
	(季質	節的な変重	かがある場合は、	その旨記載	載するこ	こと)		
9.	排出開始	台予定日			年	月	日	
10.	排出施設	2工事	着工予定日		年	月	日	
			完成予定日		年	月	日	
11.	排出施設	设管理者						
莆	考	於付書類						
	1	案内図						
	2	排出施設	どの所在地の平面	可図				
	3	排出施設	とに係わる図面					
	<b>(4)</b>	排出設備	#等に係わる図i	ai a				

⑤ 水質試験成績書

排	水	設	備	設	置	義	務	免	除	緥	続	申	請
121	/1 \	11/	ΝΠJ	11/	<u> </u>	12	コンコ	$\mathcal{I}$	1511	/1.17	リンロ	. 1	ㅂㅁ

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者住所 氏名 連絡先電話番号 連絡先電子メールアト・レス @

下水道法第10条第1項ただし書の規定により、排水設備設置義務の免除を受けたいので次のとおり申請します。

記

	1.	排出事業	<b></b>						
	2.	排出施設	设所在地						
	3.	業	種						
	4.	免除を受	きけようと	する下水の種類	頁				
	5.	原水の種	重類						
	6.	取水量		n	n³/目				
	7.	排出先							
	8.	排出水量	量及び排出	時間	_m³/目	時間	(	時~	時)
		(季領	作的な変動	がある場合は、	その旨記	載する	こと)	)	
	9.	排出開始	台予定日			年	月	日	
L	0.	排出施設	设工事	着工予定日		年	月	日	
				完成予定日		年	月	日	
L	1.	排出施設	设管理者						
崩		考	於付書類						
		1	案内図						
		2	排出施設	:の所在地の平面	国図				
		3	排出施設	に係わる図面					
		4	排出設備	等に係わる図面	Ī				
		5	水質試験	成績書					

水質試験成績書	
年	月 日
(あて先)千葉市長	
申請者住所 氏名	
年 月 日に実施した水質試験の結果は次のとおりて	ごしたの
で次のとおり報告します。	
記	
1. 排出事業場名	
2. 排出施設所在地	
3. 排出水量及び排出時間m³/日時間( 時~	時)
4. 採水場所	
5. 採水年月日 年 月 日 時 分	
6. 水質試験結果 別紙水質試験結果のとおり	

## 排水設備設置義務免除通知書

 千建下営
 第
 号

 年
 月
 日

様

公共下水道管理者千葉市長

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置免除については 下水道法第10条第1項ただし書の規定により、次のとおり免除します。

記

1.	排出事業場名	_
1.	排出事業場名	_

- 2. 排出施設所在地
- 3. 免除する下水
- 4. 免除の期間

年 月 日~ 年 月 日まで

### 5. 免除の条件

- (1) 原水に準ずるものとし、特定施設を有する事業場からの工場排水の処理 水で、管理者が特別な事情があると認めたもの。
- (2) 直接汚濁物質と接触せず、間接的に冷却するもの。
- (3) プール排水(ただし、プール清掃時の排水は除く)
- (4)公共下水道管理者は、必要と認めるときは排水設備及び免除下水の水質等について立入検査を行うことができる。
- (5) 免除期間内に排水施設の使用を休止若しくは廃止するとき、又は休止している施設を再開しようとする時は届出すること。
- (6) 次の各号に該当するときは(下水道法第38条の規定に基づき)免除を取り消すものとする。

ア虚偽の申請届又は報告等の不正な手段により免除を受けた時。

イ排水施設の構造を下水道管理者に無断で変更したとき。

ウ承認に付けた条件に違反しているとき。

工公共下水道等の保全上又は一般の利用上著しい支障が出た場合。

(7) その他、公共下水道管理者が定めること。

千建下営 第 号

年 月 日

様

公共下水道管理者千葉市長

排水設備設置義務免除について(通知)

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除については、次の理由により免除することができないので通知します。

記

### 排水設備設置義務免除事項変更申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者住所 氏名 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け(千建下営第 号)により承認を受けた排水 設備設置免除について、変更したいので次のとおり申請します。

- 1. 免除を受けた事業場の名 称 所在地
- 2. 変更事項

変更予定事項	免除下水の種類	排出先	排出量
変更前			m 3 / 日
変更後			m 3/日
変更予定日			
変更理由			

- 添付書類 1. 排出施設所在地の平面図
  - 2. 排出施設に係わる図面
  - 3. 排出施設等に係わる図面
  - 4. 水質試験成績書
  - 5. その他公共下水道管理者が必要と認めた書類

# 排水施設使用(休止・廃止・再開)届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者住所 氏名 連絡先電話番号 連絡先電子メールアト・レス @

年 月 日付け(千建下営第 号)により承認を受けた排水施設について、下記のとおり施設の(休止・廃止・再開)したいので届出いたします。

記

- 1. 免除を受けた事業場の名 称 所在地
- 2. 使用(休止・廃止・再開)予定年月日 年 月 日
- 3. 使用 (休止・廃止・再開) 理由